

8 東三介号外
令和8年5月7日

訪問看護事業所管理者 様

東三河広域連合介護保険課

医療措置協定未締結の訪問看護事業所に係る医療機関等情報支援
システム（G-MIS）のユーザー登録について（依頼）

日頃より東三河広域連合の介護保険行政に御理解と御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年4月27日付け事務連絡により厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課から標題の件について別添のとおり依頼があり、医療措置協定未締結の訪問看護事業所は医療機関等情報支援システム（G-MIS）に登録されていないため、新規にユーザー登録を行う必要があります。

つきましては、協定未締結訪問看護事業所におかれましては、ユーザー登録を行うため、期限が短く大変恐縮ですが、メールにより東三河広域連合介護保険課まで御報告いただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象事業所
訪問看護事業所（医療みなしを除く）
- 2 報告期限
令和8年5月11日（月）
- 3 留意事項
 - ・登録が必要な事業所はメール本文による御報告をお願いいたします。
 - ・既にG-MISにユーザー登録されている事業所は、改めて登録する必要はありません。
 - ・介護保険指定機関等管理システムの登録情報を基にG-MISのユーザー登録の報告をさせていただき、御担当者様は管理者とし、東三河広域連合へ登録いただいているメールアドレスを連絡先とさせていただきます。

担 当 東三河広域連合介護保険課 指定グループ
電 話 0532-26-8470・8471・8474
F A X 0532-26-8475
メー ル kaigohoken@union.higashimikawa.lg.jp